

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。

従来の福祉サービスが、主に高齢者や障がい者など特定の人のためのものというイメージが強いことに対して、地域福祉は、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を地域を基盤として包み込み、共に支え、助けあう仕組みです。したがって、その対象となるのは一部の人ではなく、そこに住むすべての住民であり、その推進にあたっては、地域住民^{*}、行政、教育機関、社会福祉協議会^{*}、事業者、ボランティアなど地域社会を構成する多くの人や組織の協働^{*}の取り組みが大切になります。

「地域福祉計画」は、この仕組みづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るため策定されるものです。

(2) 計画策定の背景

今日の少子高齢化、要配慮者^{*}や避難行動要支援者への支援、子どもや高齢者等への虐待、一人暮らし高齢者の孤独死、特に地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、個別施策での対応では解決できない複雑な生活課題や地域課題が増加しています。

また、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」や認知症^{*}患者の介護を認知症の家族が行う「認認介護」、育児と同時に親などの介護が重なる「ダブルケア」の問題、80代の親と50代の子どもが世帯ごと困窮する「8050（はちまるごーまる）問題」など、新たな社会問題も顕在化してきています。

一方、国では「地域共生社会」の実現を改革の基本コンセプトに、市町村が「住民に身近な圏域」（小学校区又は自治会単位などと例示）において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制や地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備に努めるよう社会福祉法^{*}などを改正しました。（社会福祉法第106条の3及び国指針。平成30年4月1日施行）

○社会福祉法（抜粋） ※下線部分～平成30年4月1日施行の改正箇所

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(3) 計画の目指すもの

地域福祉計画は、こうした社会状況の中で、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう、自助、互助、共助、公助*があいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指すものです。こうした仕組みづくりを進めることは、希薄化している地域での人と人とのつながりを再生させ、更には地域住民が自らの地域の課題や問題に気づき、主体的な問題解決能力を高めることにもつながります。

これからの地域福祉は、地域住民が各種サービスの受け手としてのみではなく、毎日の生活に根ざしたあらゆる問題について、地域社会で連携して解決していこうとする積極的な行動が求められます。

北見市は、地域福祉計画の策定と着実な施策の推進、実行を通じて、地域の福祉力向上と、市民だれもが毎日を安全で安心して暮らせる豊かなまちづくりを目指します。

2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

- 社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置付けます。
- 成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含します。
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」を包含します。

(2) 北見市まちづくり基本条例*及び北見市総合計画*との関係

- 平成22年12月に制定された「まちづくり基本条例」は、まちづくりの最高規範と位置付けられており、市政運営における最上位の計画である「北見市総合計画」の策定を義務付けています。
- 地域福祉計画は、「北見市総合計画」の分野別計画の一つとして位置付けられます。

(3) 分野別個別計画との関係

- 北見市は、既に高齢者・障がい者・児童などの個別計画を策定しており、それぞれの計画に沿った取り組みを進めています。そのため、高齢者、障がい者、児童、その他地域福祉に関連する各個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要となる基本的な考え方を示すとともに、地域福祉に関する行政施策の大きな方向性を示す計画として位置付けます。

○また、国の計画策定ガイドライン等通知（平成29年12月12日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）において、他の計画と重なる部分については、その計画をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされたことから、他計画と役割分担しながら、進行管理などにおける重複作業を減らすよう再整理します（他計画と重複する部分は極力削除し、他計画に掲載されていないものなどを掲載するよう整理）。

《主な関連計画と概要》

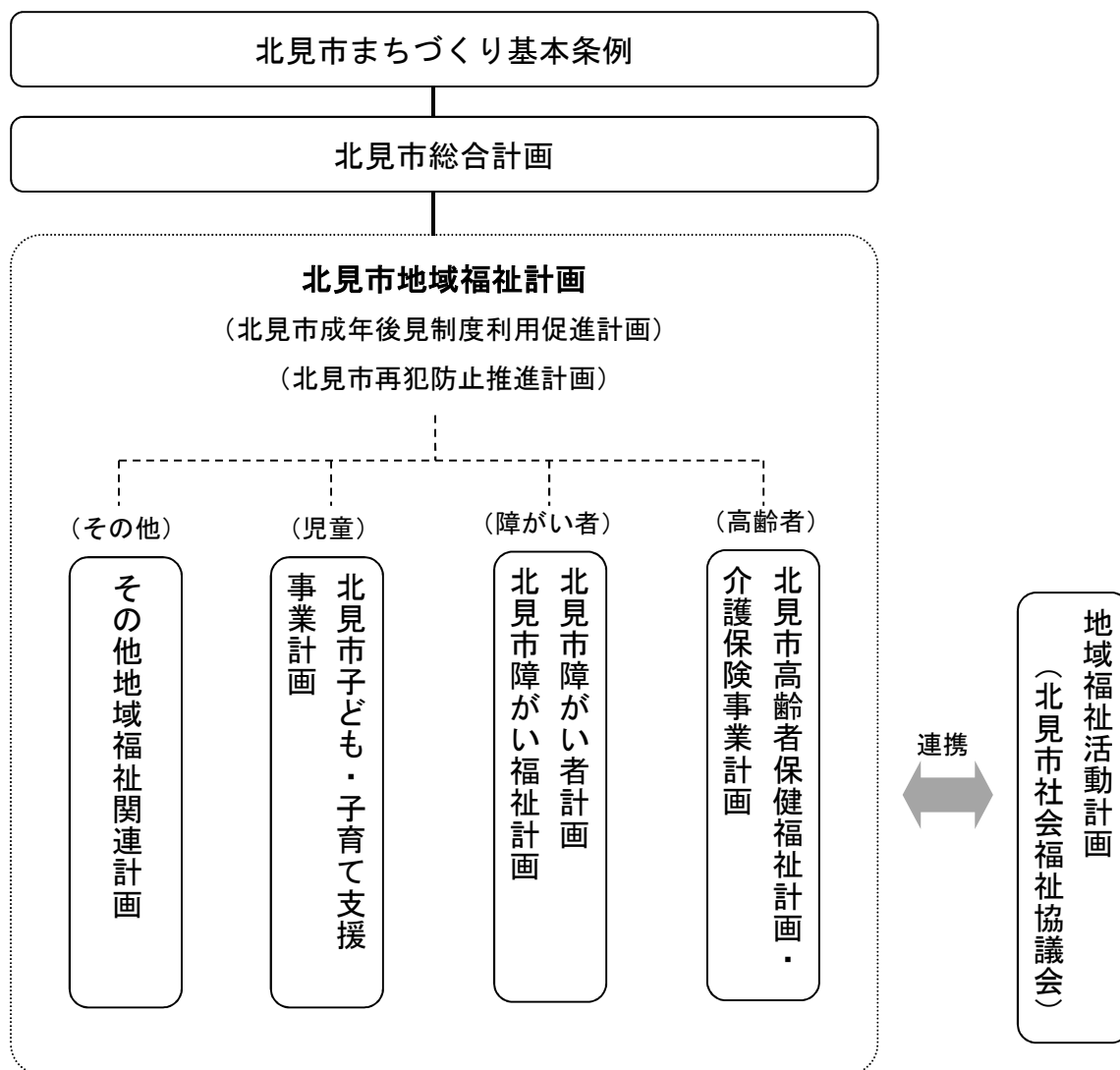
分野	北見市の計画名	根拠法と法定計画名	法律上の計画概要
高齢者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	◎老人福祉法第20条の8（老人福祉計画）	老人福祉事業の見込量やその確保策などを定める サービス供給等計画
		◎介護保険法第117条（介護保険事業計画）	介護サービスなど見込量やその確保策などを定める サービス供給等計画
障がい者	障がい者計画	障害者基本法第11条第3項（障害者計画）	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的なものを定める 基本計画
	障がい福祉計画	◎障害者総合支援法第88条（障害福祉計画）	障がい福祉サービスなど見込量やその確保策などを定める サービス供給等計画
		◎児童福祉法第33条の20（障害児福祉計画）	障がい児の通所及び相談支援など見込量やその確保策などを定める サービス供給等計画
児童	子ども・子育て支援事業計画	◎子ども・子育て支援法第61条（子ども・子育て支援事業計画）	保育や子ども・子育て支援事業など見込量やその確保策などを定める サービス供給等計画

※根拠法の前に◎があるものは、当該法律で地域福祉計画と調和を保つよう規定されている計画

（4）北見市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

○社会福祉協議会は、地域住民やボランティア団体などの参加と協働による地域福祉活動計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を進めています。地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に重要な役割を果たすものであり、地域福祉活動計画との密接な連携を図ります。

● 地域福祉計画と他計画等との関係図



3. 計画の期間

地域福祉の推進については、長い年月の取り組みのもとに成果が現れるものであり、時間をかけて着実に進めていく必要があります。そのため、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、中間年度や社会情勢の変化に合わせて必要に応じ見直しを行います。

● 地域福祉計画と他計画等との計画期間

計画名	年度									
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合計画基本構想	第2期北見市総合計画基本構想									第3期
地域福祉計画	第4期北見市地域福祉計画									
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期		第9期			第10期				
障がい者計画	第2期					第3期				
障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期				
子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期					

4. 計画の策定体制と方法

(1) 計画策定の体制

計画策定の中心機関として、公募1人を含む市民20人以内から構成される北見市社会福祉審議会（以下、「審議会」）に計画策定を諮問しました。

審議会は、民生委員、社会福祉施設及び社会福祉関係機関の代表、学識経験者などからの参画を得て、本市における社会福祉に関する基本的共通事項を審議するために置かれており、最終的に計画素案をとりまとめ、市長に答申しました。

一方、市内部では福祉、子育て、市民活動、まちづくりなど関連部門の担当課で組織される北見市保健福祉施策推進委員会地域福祉部会（以下、「地域福祉部会」）において、庁内における合意形成、情報共有、それぞれの所管する施策の調整を行いながら、審議会との連携の中で検討を進めました。

(2) 計画策定の方法

① 地域の福祉課題、生活課題の把握

地域内の課題や住民ニーズを把握し、施策の見直し・新たな展開につなげることを目的に、令和元年12月に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

② 情報の公開

市民参画の計画づくりを進めるためには、計画策定の基本的な考え方や策定状況を市民と情報共有することが必要と考え、市ホームページにて、審議会などの議事録等を随時、公開しました。

また、令和2年12月15日から1月13日まで、計画素案を公表して意見募集を実施し、広く市民、事業者などの皆さんから多様な意見、情報、専門知識を提供していただく機会を設けました。

③ 広報・啓発

広報きたみや市ホームページを活用し、計画策定の意義や進捗状況などの情報提供を行い、計画のPRとともに、市民への地域福祉推進のための意識啓発に努めました。